

令5福情答申第4号

令和5年7月4日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会指導部安全・安心推進課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月15日付け教安第51号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定高等学校1年生現代社会について、『1. 1年生 現代社会を履修する根拠』、『2. 1年生 現代社会 副教材選定過程の詳細がわかるもの』、『3. 1年生 現代社会 副教材選定過程における決裁文書』、『4. 1年生 現代社会 副教材選定過程における議事録』、『5. 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書』、『6. 1年生 履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まったのかわかるもの）』、『7. 6の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書』、『8. 6について学習指導要領にてらして適切であるといえる根拠』」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定高等学校1年生現代社会について、『1. 1年生 現代社会を履修する根拠』（以下「本件対象文書Ⅰ」という。）、『2. 1年生 現代社会 副教材選定過程の詳細がわかるもの』（以下「本件対象文書Ⅱ」という。）、『3. 1年生 現代社会 副教材選定過程における決裁文書』（以下「本件対象文書Ⅲ」という。）、『4. 1年生 現代社会 副教材選定過程における議事録』（以下「本件対象文書Ⅳ」という。）、『5. 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書』（以下「本件対象文書Ⅴ」という。）、『6. 1年生 履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まったのかわかるもの）』（以下「本件対象文書Ⅵ」という。）、『7. 6の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書』（以下「本件対象文書Ⅶ」という。）、『8. 6について学習指導要領にてらして適切であるといえる根拠』（以下「本件対象文書Ⅷ」という。）」（以下、本件対象文書ⅠからⅧまでを総称して「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、本件対象文書Ⅰ及び本件対象文書ⅣからⅧまでについては妥当であるが、本件対象文書Ⅱについては、「令和3年度使用教科書採択について」の通知及び各教科ごとの「令和3年度教科書及び準教科書以外の教材の使用について（届）」（1年生現代社会に係るもの）を、本件対象文書Ⅲについては、副教材の選定と福岡市立高等学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第10号。以下「管理規則」という。）第9条に基づく教育委員会への届出に係る決裁文書を、それぞれ対象文書として特定したうえで、改めて福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等をするのが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年7月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年7月7日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年7月16日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年8月3日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

本件非公開決定処分は次のとおり違法不当である。

非公開決定理由にある当該文書を作成していないということについて、選考過程の書類を作成することは当然であると考える。

(2) 反論意見書における主張

① 特定高校における1年生現代社会を履修する根拠について

福岡市教育委員会は、弁明意見書において、履修根拠を学習指導要領とし、条例第2条第2号ただし書に該当すると判断したと主張するが、審査請求人は以下の通り反論する。

ア 審査請求人は弁明意見書を確認するまで学習指導要領が販売されていることを知らなかった。

イ 文科省HPからダウンロードができるのに購入する人がいるのか。また、

購入できることを知っている人がどのくらいいるのか。福岡市教育委員会は、買えるので買って下さいということなのか。購入するよりも1枚10円の方が安い料金で市民は手に入れることができる。

ウ 条例第2条(2)には、公文書とは、実施機関の職員(地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあつては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとある。

福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則第2条(1)では、職員が取得した文書、職員が組織的に用いるものとして、教育委員会が保有しているものをいうとある。これに該当するので非公開に当たらない。

審査請求人は、福岡市特定高校及び福岡市教育委員会が職務上取得した文書であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、非公開にならないと考える。

エ 学習指導要領は改正されていくものである。よつて審査請求人は文科省HPに掲載されている最新版をダウンロードした。弁明意見書が提出されてから審査請求人のもっている学習指導要領と比べると齟齬があつたため福岡市情報公開室に確認をして最新版は令和4年度から適用されるということ、現在は一つ前の古い学習指導要領が今年度適用のものであることが判明した。

学習指導要領の改正により、市民が現在適用されているものを探せないこともあり、適用されている的確な情報を収集することが困難な場合がある。

条例第17条3には、実施機関は、公文書の公開の実施に当たつては、公開請求者の求めに応じて、当該公文書の内容の理解に資する情報その他当該公開請求の趣旨に沿う内容の情報を提供するよう努めなければならないとあり、内容の理解に資する情報にあたるため、現在適用されている学

習指導要領を提供することは、趣旨に沿う内容の情報を提供することになり、非公開にはあたらない。

一般的に最新のものが現在適用されていると考える。最新のものが現行と違うのであれば内容を把握している行政側が求めに応じて市民に提供するように条例第17条3に明記されていると審査請求人は考える。

さらに、公文書公開決定通知書（令和4年2月15日付 教高育第290号。以下「第290号」という。）別紙の補足説明によると、「学習指導要領（平成21年3月）告示にともない、別に定める基準が、平成21年4月3日付で通知を行っており、令和3年度入学者まで、この学習指導要領のもとの教育課程となっており」と書かれている。一筆がなければ市民が混同するおそれがあることを示しており、条例第17条3に該当する。

オ 弁明意見書では、「根拠についての文書を作成しておらず不存在なため」とあるが、これも上記条例第2条（2）、第17条3に該当するものであり非公開にあたらない。

なお、弁明意見書では、高等学校学習指導要領第1章総則第3款（1）すべての生徒に履修させる各教科・科目、ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」「政治経済」とすることに基づいて、学校で教育課程を編成しているとのある。学校で教育課程を編成しているのであれば、根拠となる公文書が当然存在しているはずなので、不存在であるはずがなく非公開にはあたらない。

福岡市立高等学校学則第6条には「教科過程は、学習指導要領の基準により校長がこれを定める」とある。定めた文書の根拠となるものが存在しているはずであり、非公開に当たらない。

- ② 1年生 現代社会教科書及び副教材選定過程の詳細がわかるもの
- ③ 1年生 現代社会教科書及び副教材選定過程における決裁文書
- ④ 1年生 現代社会教科書及び副教材選定過程における議事録
- ⑤ 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言及び決裁文書

上記②～⑤について

ア 副教材の選定過程については、弁明意見書4（5）2段落では「しかし

ながら、副教材の選定過程においては、規定がなく」と書かれている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条によると「教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする」とあり、福岡市立高等学校管理規則第6条では教材の定義を、同第7条2によると「教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が行う」と書かれているので、規定あるいは基準はある。

イ 第290号及び別紙によると福岡市立高等学校管理規則第7条2の基準が公開された。この公開文書は選定の基準ではなく提出期限と提出方法を通知されただけであって福岡市立高等学校管理規則第7条2の基準とはいえないと審査請求人は考える。

公文書公開決定通知書（令和4年3月3日付 教高育第306号。以下「第306号」という。）で公開された文書は、福岡市立高等学校管理規則第7条2の文書を公開するとしているが、同8条の準教科書のものである。同文書は「教科書以外」にあたるものの、「準教科書」の文書である。

第290号及び第306号から副教材は福岡市立高等学校管理規則第6条により教材であるが、同7条2の基準が設けられていないということになり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条及び福岡市立高等学校管理規則第7条2が遵守されていないということになる。

弁明意見書3（4）にて、「しかし、副教材の選定過程においては各学校の教科会において適切に選定することとしており」、さらに、弁明意見書4（5）では、「教科会において選定される」と書かれている。第290号及び第306号で公開された文書は、教科会のことに触れられていない。第290号は教育委員会からの提出期限と提出様式が書かれた通達文書ではない。第306号は準教科書の承認申請についてという福岡市立高等学校管理規則第8条の文書が公開されたものである。

「教科会で適切に選定されている」という文言が記載されている基準は公開されなかった。

第290号及び第306号の公開文書では選定基準が明記されていないので、

副教材選定基準が不明な状態であるが、教科会を経て適切に選定されていることが基準であるなら、副教材選定過程のわかるもの、決裁文書、議事録が不存在ということとはありえない。よって非公開にあたらぬ。

副教材の選定が教科会において適切に選定されるということであれば、適切に選定したことがわかる公文書が存在するはずである。公文書がないということは適切に選定したことにならず公文書は存在するはずであり、非公開にあたらぬ。

第290号及び第306号から福岡市立高等学校管理規則第7条2の基準を示せず、弁明意見書に書かれている教科会の明記された基準を公開されていないが、弁明意見書に書かれているとおり、適切に選定を行っているということであれば公文書が不存在ということは考えられず非公開にあたらぬ。

ウ 福岡市立高等学校管理規則第9条には、教材の届出について「校長は教育委員会に届け出るものとする」とある。

教科書同様の届出を教育委員会におこなう副教材について、基準があり選定しているのであるから、上記②～④の文書作成をしていなければならず、公文書は作成されているはずなので非公開にあたらぬ。

エ 副教材を選定するということは業者を選定することになり、公務員として公平、中立、公正を問われる。

福岡市教育委員会職員への不当な働きかけに対する組織的対応に関する規程によると、第2条(2)ア(ア)において「合理的な理由なく、特定の者に対して有利な取り扱いをし、又は不利益な取扱いをすること」、同第3条には「職員は、常に法令を遵守し、市民全体の奉仕者として、公平かつ公正に職務を執行しなければならない」とある。

教材選定において公平性、中立性、公正性、透明性を問われる公的機関であるなら、特定の業者に対して有利な取扱いをしてはならない。

弁明意見書3(4)に「しかし副教材の選定過程においては各学校の教科会において適切に選定することとしており」とある。教科会を行ったのであれば福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則第6条「事案の処理

にかかる意思決定及び報告は公文書を作成することにより行わなければならない」により、当然議事録があり、副教材選定過程のわかる文書があると審査請求人は考える。

文書がないということは公正、公平、中立に基づいて副教材選定が行われたとは言い難く、適切な選定とは言えない。

適切に行われたという根拠文書なくして適切とはいえない。

よって、文書が作成されてしかるべきであって、公文書があるはずであり非公開にあたらぬ。

以上のように、特定高等学校が公的機関として公平性、中立性、透明性、公平性を欠いている状態にも関わらず、教育委員会がなんら指導助言を行わず、文書が存在しないということは考えられないので非公開にあたらぬ。教育委員会は学校を指導監督する組織ではないのか。審査請求人が求めている上記⑤の文書 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書が不存在なわけではなく非公開にあたらぬ。

オ 公文書公開決定通知書（令和3年9月30日付 教高育第208号）で公開された文書の中に「令和3年度教科書定価表」というものがある。

教科書定価表は必修教材と書かれていて、教科書、続いて必修教材が書かれている。

必修教材の中に、2冊の1年生現代社会の副教材が書かれている。

この一覧表は、教科書を購入する際に学校側が生徒保護者に対して配布するものになる。

配布された保護者生徒は強制的に購入することになる。

そのような必修教材について選定過程が明らかになる文書が不存在ということは公的機関の決定として一般的に考えられず、選定過程のわかる詳細な文書が、議事録、決裁文書があることが大前提であり、不存在はありえない。よって非公開にあたらぬ。

- ⑥ 1年生 履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まってきたのかわかるもの）

ア 特定高等学校の公民科の教諭より今年度4月に現代社会授業プリントを受け取った。

当該教諭が現代社会授業を担当したときに使用したプリント一式である。

このプリントは当該教諭が現代社会授業を担当した時の資料であり、最低でも当該教諭が現代社会の授業を担当していた当時は履修科目名と履修内容が異なる、すなわち倫理の授業をしていたことをあらわすものである。

当該教諭は「倫理の授業を担当したことがないので、1年間担当教諭にご教示いただいて、勉強会をおこない、教えていただきながら倫理の授業を担当した」と話していた。

イ 弁明意見書4(5)2段落目では「教科会において」とある。福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則第6条からすると、公文書によりその報告が行われているということになり、教科会の報告は公文書として作成されている。⑥のいつから始まっているのかわかる公文書は存在するはずであり、非公開にあたらぬ。

⑦ ⑥の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書

ア ⑥で述べたように教科書は現代社会であったが内容は倫理であった。履修科目名と履修内容は異なっていた。教育委員会は指導助言をしているのが当然と考える。よって、指導助言文書および通達文書があるはずであり非公開にあたらぬ。

イ 弁明意見書4(7)1段落目で「1年生では現代社会を履修していると認識している」とあるが、弁明意見書3(6)では「倫理に関する内容を中心に学習」、弁明意見書4(8)2段落目には「現代社会の中の倫理の内容が、高等学校の年代(青年期)の学習として特徴的な内容となるため、副教材を活用しながら学習内容の理解を深めることとしている」、4段落目には「この高等学校では教育課程編成において倫理を組むことができないため、倫理を進学の際に必要とする生徒にとっては原則自学せねばならず、進路の実現において、不利な状況とならないよう、現代社会の学習で

扱う倫理の内容をより深く、発展的に学習しているものである」と述べられている。これらの事から履修科目名と履修内容が異なっていることは明らかである。

ウ 他県の特定高等学校使用希望教科書選定一覧によると、当該学校では現代社会と倫理は別々に行われていることがわかる。

特定高等学校において現代社会の履修科目名と履修内容が異なっていることについて、教育委員会の指導助言文書及び通達文書があるはずである。よって、非公開にあたらぬ。

⑧ ⑥について学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠

ア 弁明意見書4(8)4段落目では、「しかしながらこの高等学校では、教育課程編成において倫理を組むことができないため、倫理を進学の際に必要なとする生徒にとっては、原則自学せねばならず、進路の実現において、不利な状況とならないよう、現代社会の学習で扱う倫理の内容をより深く、発展的に学習しているものである」と1から3段落の事情を正当化しているが、前記の他県の特定高等学校2校の令和3年度使用希望教科書選定一覧では、現代社会、倫理、政治経済を各々履修するようになっている。この2校は当該県の高校の中の成績上位の学校で進学校である。他県で組むことができ特定高等学校で組むことができないということが理解できず正当化できない。

福岡市立高等学校学則第6条に「教育課程は学習指導要領の基準により、校長がこれを定める」とある。

他県では学習指導要領に沿って現代社会と倫理は別科目として授業を行っている（前記他県の特定高等学校2校の令和3年度使用希望教科書選定一覧）。

一方、特定高等学校では現代社会と倫理を組むことができず、現代社会の授業の内容を倫理にしている。（前記特定高等学校の現代社会授業プリント及び弁明意見書）

弁明意見書4(8)5段落補足には、学習指導要領が根拠であると書かれているが、審査請求人は学習指導要領第1章第5款2(1)「科目及び

特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。」、(4)「趣旨を損なわない範囲内で」との文言から特定高等学校で行われている現代社会の授業内容が学習指導要領に沿っていないと考える。

他県でも行われていない、学習指導要領に沿っていないことを、教育課程編成において学習指導要領に照らして適切である、といえる根拠文書が存在するはずである。よって非公開にあたらぬ。

イ 弁明意見書4(8)5段落目には、(4)「目標の趣旨を損なわない範囲で」とあるが、前記特定高等学校の現代社会授業プリントから趣旨は損なっていること明らかである。

また、高等学校学習指導要領第1章第5款2(1)「ただしこれらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重になったりすることのないようにするものとする」とある。

前記特定高等学校の現代社会授業プリントから内容の趣旨の逸脱がわかる。

さらに、現代社会という1科目の教科で現代社会の教科書と倫理副教材2冊を購入させることは生徒の負担過重に当たる。そのような教育課程を学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠となる公文書は存在するはずであり非公開にあたらぬ。

ウ 高等学校学習指導要領第3節公民 第1 現代社会 2 内容 と 第2 倫理 2 内容 をみると同じ教科内容でないということがわかる。

特定高等学校の現代社会の授業内容は倫理の内容を行っていることが、前記特定高等学校の現代社会授業プリント及び弁明意見書により明らかである。これは趣旨を損ない、逸脱しているとみなすことができる。

他県では別教科として行われている(前記他県の特定高等学校2校の令和3年度使用希望教科書選定一覧)。

高等学校学習指導要領に定めている履修内容と異なり、趣旨を損ない、逸脱しているという特定高等学校の教育課程を校長が定めているわけだ

から、学習指導要領を基準として適切であるといえる根拠文書が存在しないわけがないので、非公開にあたらぬ。

エ 弁明意見書4(8)6段落については、①の反論としてすでに述べているものであり非公開にあたらぬ。

結論

①～⑧全てにおいて非公開決定処分は正当でなく妥当なものではない。

(2) 口頭意見陳述における主張

① 審査請求人による主張

ア 教科書業者と副教材業者がそれぞれ異なっていることは、業者側から科目名と科目内容が相違しているという問い合わせがこないようにしたためと審査請求人は考えており、悪質巧妙である。

業者の選定において均等に分配するという考え方もあるとは思いますが、この現代社会においては、科目名と内容が違うものをそれぞれ選定し、そして業者もそれぞれ異なるところを選定していることからすると、業者から問い合わせがこないようにしているものと考えられる。

イ 特定高等学校が福岡市教育委員会に提出した「教科書及び準教科書以外の教材の使用について」という届出書(第290号で公開された文書)からすると、現代社会において倫理の2冊の副教材を購入させていることを届け出ていることになる。

福岡市教育委員会は、学習指導要領第1章第5款2(1)に記載されている内容の趣旨を逸脱したり、生徒に過重負担をさせることになることを認識しながら、承認していたということになる。

したがって、趣旨の逸脱及び過重負担になりながら承認していた根拠があるはずであり、学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠が非公開にはならないと考える。

ウ 当該届出書については、あくまでも決まったことの報告でしかなく、決裁文書や選定過程における文書とは考えられない。

エ 年間指導計画については、審査請求人の情報公開請求(8)(上記(1)⑧)の根拠となる文書には当たらないと考える。

② 補佐人による主張

ア 教科会で選定をして校長に報告しているにもかかわらず、公文書がないことはおかしい。校長に対する報告は口頭だけなのか。普通は文書で報告をするのではないのか。

文書で報告しているのであれば、非公開ということはないとのことだが、決定通知書を見ると、文書がないので非公開とされており、それはおかしいのではないか。

イ 特定高等学校は市立の高等学校であり、公の教育であるにもかかわらず非公開となる根拠が、法律、政令、省令、福岡市の条例のどこに書かれているかについて文書にて回答をしてほしい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において下記公文書の公開を求めていると解される。

① 特定高校における1年生 現代社会を履修する根拠

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示。以下「学習指導要領」という。）において、第1章総則第3款各教科・科目の履修等1各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間(1)すべての生徒に履修させる各教科・科目ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」「政治経済」とすることに基いて学校で教育課程を編成している。

審査請求人は、学習指導要領及び特定の学校で教育課程を編成する際に作成した現代社会を1年次に履修する理由等について言及する公文書の公開を求めているものと解される。

② 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程の詳細がわかるもの

③ 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程における決裁文書

④ 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程における議事録

教科書選考過程においては、学校において、選定過程を経て決裁されたも

のを教育委員会会議にて、審議し、採択を行っている。しかし、副教材の選定過程においては各学校の教科会において適切に選定することとしており、選定における議事録を作成しておらず、決裁文書も存在しない。

審査請求人は、特定の学校でどのように副教材が選定され、決定されたのかを言及する公文書の公開を求めているものと解される。

- ⑤ 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書
- ⑥ 1年生 履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まったのかわかるもの）

教育課程において、特定の高校では「現代社会」の中の倫理に関する内容を中心に学習をしているのであり、「倫理」を履修しているものではない。

審査請求人は、特定の高校が「現代社会」ではなく「倫理」を履修している経緯を言及する公文書の公開を求めていると解される。

- ⑦ ⑥の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書
- ⑧ ⑥について学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠

上記⑦に関する指導助言文書及び通達文書は作成しておらず、所有していない。また、⑧に関する文書も作成しておらず、所有していない。

審査請求人は、⑥の考え方に基づいて指導助言、言及している公文書及び根拠を示す公文書の公開を求めているものと解される。

(2) 処分庁が本件処分を行うに至った理由

- ① 特定高校における1年生 現代社会を履修する根拠
 - ア 学習指導要領については、文部科学省告示によって公示され、その内容は書籍として不特定多数のものに販売されることから、条例第2条第2号ただし書に該当すると判断し、公文書公開請求の対象外であると判断したものである。
 - イ 高等学校で作成された教育課程編成に至る現代社会を履修する根拠についての文書を作成しておらず、不存在なため、公文書公開請求を非公開と決定した。
- ② 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程の詳細がわかるもの

- ③ 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程における決裁文書
- ④ 1年生 現代社会 教科書及び副教材選定過程における議事録
- ⑤ 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書

ア 教科書の選考過程においては、学校において選考過程を経て決裁され、決裁されたものを教育委員会会議で審議、採択されることから、学校における選考過程における文書、決裁文書、教育委員会に関する書類、決裁文書を保有していることから、条例第11条第1項の規定により公文書公開を決定し、令和3年7月16日に、審査請求人に通知した。

イ しかしながら、副教材の選定過程においては、規定がなく、学校の実態・生徒の学力状況、進路希望や生徒が学習する上での有用性等を踏まえ、教科会において選定されることとしており、選定にあたる議事録の作成をしておらず、決裁書も存在していない。

ウ したがって、副教材の選定過程に係る詳細がわかるもの、決裁文書及び議事録等は、学校並びに教育委員会に存在せず、また、指導助言文書は作成しておらず、保有をしていないため、公文書公開請求を非公開と決定したものである。

- ⑥ 1年生 履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まったのかわかるもの）
- ⑦ ⑥の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書

ア 教育課程において、特定の高校では「現代社会」の中の倫理に関する内容を中心に学習しているものであり、教科書選定においても「現代社会」の教科書を採択しており、1年生では「現代社会」を履修していると認識している。

イ よって、教育委員会からの「現代社会」における指導助言文書及び通達文書を作成しておらず、保有をしていないことから、公文書公開請求を非公開と決定した。

- ⑧ ⑥について学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠

ア 特定高等学校は、ほとんどの生徒が大学をはじめとする上級学校に進学

を希望している進学校である。学校は、すべての生徒が進路を実現できるよう、入学までの学習定着状況を踏まえ、教科・科目について相互の関連を図り、生徒自身が進路を実現する力が身に付けられるよう考え、教育課程を編成している。生徒たちが進路の実現に必要なとする科目が過度な負担なく履修できるよう教育課程編成を行っているものである。

イ また、この高等学校では「現代社会」の中の倫理の内容が、高等学校の年代（青年期）の学習として特徴的な内容となるため、副教材を活用しながら学習内容の理解を深めることとしている。

ウ さらに、上級学校への進学を希望する生徒の実態があることから、進学に必要なとする科目の履修を考慮して教育課程編成を行っている。特に四年制大学進学を希望する生徒が多いことから、公民の試験科目として、「現代社会」ではなく「政治経済」を試験科目に課す大学が多いこと、さらに一部の大学では「倫理・政経」を必修としていることも配慮して現代社会の授業を計画している。

エ よって、この高等学校では、「現代社会」の相互関連、発展的、系統的な指導ができるよう、2年次以降「政治経済」の選択を可能としており、政治経済の内容をより深く学ぶことができるようになっている。しかしながら、この高等学校では、教育課程編成において「倫理」を組むことができないため、「倫理」を進学の際に必要なとする生徒にとっては、原則自学せねばならず、進路の実現において、不利な状況とならないよう、「現代社会」の学習で扱う倫理の内容をより深く、発展的に学習しているものである。

オ 補足すると、このように「現代社会」を進める根拠として、学習指導要領第1章第5款2(1)には、「学校においては、学習指導要領第2章（各学科に共通する各教科）以下に示していない事項を加えて指導することができる。第2章に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示したものであり、学校においては必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。」とあり、同(4)には、「学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章（主として専門学科において開設され

る各教科) に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点などを置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。」とある。

また、同要領第1章第5款3には、「各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。(1)各教科・各科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。(2)各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重心の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。」とあり、このような根拠に基づいて教育課程の編成、教科・科目について相互の関連を図りながら、授業指導計画を行っている。

したがって、根拠を示す学習指導要領は、文部科学省告示によって公示され、特定多数のものに販売されていることから、条例第2条第2号にただし書に該当すると判断した。また、根拠に関する文書を作成していないことから、公文書公開請求の対象外と決定したものである。

以上の理由により、処分庁が行った非公開決定処分は正当かつ妥当なものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書Iに係る本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書Iの特定について

本件審査請求における審査請求人の主張から判断すると、審査請求人は、高等学校学習指導要領（平成21年3月9日文部科学省告示第34号。以下「本件学習指導要領」という。）及び特定高等学校で教育課程を編成する際に作成した、現代社会を1年次に履修する理由等について言及する公文書の公開を求めているものと解される。

これに対し、実施機関は、本件学習指導要領を対象文書として特定するとともに、そのほかに、特定高等学校において1年次に現代社会を履修する根拠に

あたる公文書は作成しておらず、不存在である旨を主張している。

本件学習指導要領は、高等学校における教育課程の基準として文部科学大臣が定めるものであるところ（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第84条）、実施機関によれば、特定高等学校における令和3年度の教育課程を構成する教育指導計画の編成は、本件学習指導要領を基準とし、前年度の教育指導計画を基に編成し、これを教育委員会に届け出るといふ事務手続で行われるとのことであった。

当審査会において確認したところ、特定高等学校において、上記事務手続のなかで教育指導計画の編成に至った理由等に言及する文書が作成されていることは確認できず、当該文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

このことからすると、特定高等学校において1年次に現代社会を履修する根拠にあたる公文書は、本件学習指導要領のほかには存在しないと考えるほかないが、実施機関は、本件学習指導要領について、文部科学省告示によって公示され、その内容は書籍として不特定多数のものに販売されているものであることを理由に、条例第2条第2号ただし書に該当し、公文書公開請求の対象外であると判断している。

したがって、当審査会としては、以下、本件学習指導要領が条例第2条第2号ただし書に該当するものであるかについて検討する。

(2) 本件学習指導要領の条例第2条第2号ただし書該当性について

- ① 条例第2条第2号においては、公文書の定義を、「実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあつては、役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」と規定している。

当該規定は、公開請求の対象となる公文書の概念を明らかにし、その範囲

を定めたものであり、同条同号ただし書は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は、一般にその内容を容易に知ることができるものであることから、公開請求の対象となる公文書から除く旨を規定するものである。

- ② 当審査会において確認したところ、本件学習指導要領は、文部科学省ホームページにおいて、有償で出版されている旨が公表されていることから、不特定多数の者に販売することを目的として発行されていることが認められる。
- ③ したがって、本件学習指導要領は、条例第2条第2号ただし書に該当することから、条例の対象となる公文書には該当しないと考えられる。

(3) 小括

以上の点から、本件対象文書Ⅰについて、非公開とした本件処分は妥当と判断する。

2 本件対象文書ⅡからⅤに係る本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書ⅡからⅤについて

審査請求人は、本件公開請求において、特定高等学校における「2. 1年生 現代社会 副教材選定過程の詳細がわかるもの」（本件対象文書Ⅱ）、「3. 1年生 現代社会 副教材選定過程における決裁文書」（本件対象文書Ⅲ）、「4. 1年生 現代社会 副教材選定過程における議事録」（本件対象文書Ⅳ）、「5. 1年生 現代社会 教育委員会による指導助言文書及び決裁文書」（本件対象文書Ⅴ）の文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、副教材の選定過程については、これに係る議事録、決裁等の文書や教育委員会による指導助言文書を作成しておらず、不存在であることを理由として、本件決定を行っていることが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書ⅡからⅤに係る本件処分の妥当性について検討する。

(2) 教材の選定に係る法令等の定め

学校教育法（昭和22年法律第26号）では、第62条において準用する第34条によれば、高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（教科書）を使用しなければならない

とし、他方、教科用図書及び第34条第2項に規定する教材以外の教材については、有益適切なものは、これを使用することができる旨規定されている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）では、第21条及び第33条において、教育委員会は、教科書その他の教材の取扱いに関し、管理及び執行する権限を有し、その取扱いの基本的事項について、必要な教育委員会規則を定め、この場合においては、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする旨規定されており、これを受け、福岡市においては、管理規則に定めが置かれていることが認められる。

管理規則では、第7条において、教材の選定について、教科書の採択は校長の意見をきいて教育委員会が行うとされ、教科書以外の教材すなわち同規則第6条に規定する準教科書及びその他の教材の選定は、別に定める基準により校長が行うとされている。

さらに、管理規則第8条においては、学校が準教科書を使用する場合は、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとされ、同規則第9条においては、学校が学年又は学級若しくはこれに準ずる集団全員に対し、教科書又は準教科書とあわせて副読本、解説書その他の参考書を「その他の教材」として計画的かつ継続的に使用する場合は、校長は、教育委員会に届け出るものとされている。

なお、当審査会において実施機関に確認したところ、本件公開請求における副教材は、管理規則第6条第3号に規定するその他の教材にあたるものであった。

(3) 本件対象文書ⅡからⅤの特定の妥当性について

① 実施機関によれば、教科書の選定過程においては、学校における選考を経て決裁が行われ、これを教育委員会の会議において審議、採択することから、学校や教育委員会における選定過程に関する文書は作成し保有しているとのことであった。

その一方で、副教材については、学校の実態・生徒の学力状況、進路希望

や生徒が学習する上での有用性等を考慮したうえで、各教科の教員が副教材の協議・検討を行うことを目的として開催する会議（以下「教科会」という。）の検討結果を踏まえて校長が選定することとしているが、教科会における議事録や、決裁等の文書は作成しておらず、また、教育委員会における指導助言文書も作成していないとのことであった。

② 当審査会は上記について審議するにあたり、審査請求人に対し、本件公開請求において審査請求人が求める副教材の選定過程の範囲について確認したところ、教科会における検討や、その検討結果を踏まえて校長が選定を行うまでの過程は選定過程に含まれるが、管理規則第9条に基づく校長から教育委員会への届出については、選定の結果を報告しているものであって、審査請求人が求める本件対象文書となる選定過程の範囲には含まれないとのことであった。

③ そこで、当審査会は、審査請求人が求める上記副教材の選定過程の範囲を前提とし、実施機関に対し、本件公開請求に係る副教材の選定過程について確認を行ったところ、以下のような事務手続を行っているとのことであった。

ア 特定高等学校において教育計画の立案等を担当する教務部から各教科の担当教員に対し、「令和3年度使用教科書採択について」の通知（以下「教務部通知」という。）がなされる。

イ 教務部通知は、主に教科書の採択手続に関する所定の調査票へ必要事項の入力等を求めるものであるが、副教材についても、指定するデータファイル（各教科ごとの「令和3年度教科書及び準教科書以外の教材の使用について（届）」（以下「各教科ごとに集約された使用届」という。）の様式）に必要事項を入力するよう求める旨が記載されている。

ウ 同校においては、教務部通知後、各教科の教科会において、各教科の担当者が、出版社から送付される副教材の見本を事前に確認したうえで、候補となる副教材について、選定理由や用途などを説明し、参加者が副教材の見本を実際に確認しながら、内容や価格が適切なものか、用途に沿ったものであるか等について協議・検討を行う。なお、当該教科会において、副教材の見本のほかに資料等の配布はなく、議事録の作成は行われていな

い。

エ 各教科の担当者は、教科会において検討の結果、候補となった副教材を、教務部通知において指定された各教科ごとに集約された使用届の様式にそれぞれ入力し、教務部は、これを取りまとめて、副教材の選定と管理規則第9条に基づく教育委員会への届出に係る決裁文書（以下「選定及び届出に係る決裁文書」という。）を作成する。

オ 当該決裁文書の決裁者である校長は、必要に応じて、その内容について担当者に確認等を行ったうえで、これを決裁することにより、副教材の選定とこれに係る教育委員会への届出を行うことの意味決定を行う。

カ 上記決裁の後、校長は、管理規則第9条に基づき、教育委員会へ副教材の使用の届出を行う。

キ 教育委員会は、届出がなされた副教材について、必要に応じて、各学校にその内容の確認を行うなどの対応を行う。

- ④ 当審査会において確認した上記事務手続からすると、本件公開請求における副教材の選定過程に係る文書については、教務部通知、各教科ごとに集約された使用届（1年生現代社会に係るもの）、選定及び届出に係る決裁文書が該当することが認められる。

他方、当審査会において確認したところ、教科会における議事録は作成されておらず、また、本件公開請求に係る副教材の選定及び届出の内容について、教育委員会は、特定高等学校に対し、その内容の確認や指導助言を行っていないことが認められる。

- ⑤ 以上のことから、本件対象文書ⅡからⅤに係る実施機関による文書の特定については、このうち本件対象文書Ⅳ及びⅤについては存在しないものといわざるを得ず、実施機関が当該文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当であるが、本件対象文書Ⅱ及びⅢについては、実施機関の文書の特定は妥当でなく、実施機関は、教務部通知及び各教科ごとに集約された使用届（1年生現代社会に係るもの）を本件対象文書Ⅱとして、選定及び届出に係る決裁文書を本件対象文書Ⅲとして、それぞれ特定したうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

3 本件対象文書ⅥからⅧに係る本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書ⅥからⅧについて

審査請求人は、本件公開請求において、特定高等学校における「6. 1年生履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況がいつから始まっているかわかるもの（履修科目名と履修内容が違うことがいつから始まったのかわかるもの）」（本件対象文書Ⅵ）、「7. 6の事案について教育委員会の指導助言文書及び通達文書」（本件対象文書Ⅶ）、「8. 6について学習指導要領にてらして適切であるといえる根拠」（本件対象文書Ⅷ）の文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書Ⅵ及びⅧについて、履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況（履修科目名と履修内容が違うこと）がいつから始まっているかわかる公文書や当該状況に対する教育委員会の指導助言文書及び通達文書は作成しておらず、不存在であるとして、また、本件対象文書Ⅷについて、高等学校における教育課程の編成の基準となるものとしては本件学習指導要領があるものの、同要領については、文部科学省告示によって公示され、その内容は書籍として不特定多数のものに販売されているものであるから、条例第2条第2号ただし書に該当し、公文書公開請求の対象外であるとして、本件決定を行っていることが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書ⅥからⅧに係る本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書ⅥからⅧに係る本件処分の妥当性について

- ① 審査請求人は、特定高等学校における1年生の教育課程について、履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況（履修科目名と履修内容が異なること）から、本件対象文書ⅥからⅧが存在するはずである旨を主張し、これに対し、実施機関は、履修科目名と履修内容が異なる事実はない旨主張している。

もとより、当審査会は、特定高等学校における履修内容の適否について判断する立場にはない。

よって、本件対象文書ⅥからⅧについて、教育課程の編成手続における公

文書不存在を理由とする非公開決定の妥当性について、以下検討することとする。

- ② まず、本件対象文書Ⅵについて、特定高等学校における令和3年度の教育課程を構成する教育指導計画は、上記1(1)のとおり、本件学習指導要領を基準とし、前年度の教育指導計画を基に毎年度作成されるものであり、当該教育指導計画の内容がいつから始まったかについての公文書の作成を前提としたものではなく、同指導計画や特定高等学校の令和3年度教科年間指導計画を見分しても、これらの指導計画の内容がいつから始まったかについて言及する記載は認められない。

また、本件対象文書Ⅶについて、当審査会において確認したところ、実施機関によれば、上記指導計画に関する教育委員会からの指導助言文書及び通達文書も作成していないとのことであり、当該実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

さらに、本件対象文書Ⅷについては、上記指導計画を作成するに当たっての基準となるものとしては本件学習指導要領が存在すると考えられるが、本件公開請求において求められているのは、履修科目名が現代社会、履修内容が倫理という状況（履修科目名と履修内容が異なること）を前提とし、当該状況が本件学習指導要領に照らして適切であるといえる根拠となる公文書であるから、同要領が本件対象文書Ⅷとなるものとは認められない。

そのうえで、実施機関が、履修科目名と履修内容が異なる状況にはないため当該文書は作成していないと主張する以上、履修内容の適否にかかわらず、履修科目名と履修内容が異なることを前提とした本件対象文書Ⅷは存在しないと考えるほかない。

- ③ 以上のことから、本件対象文書ⅥからⅦについては、これを非公開とした本件処分は妥当であり、本件対象文書Ⅷについては、本件学習指導要領は対象文書となるものではないが、実施機関はこれを非公開としていることから、本件処分は結論として妥当であると判断する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月15日	実施機関からの諮問
令和4年1月31日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年3月11日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年9月5日（第2部会）	審議
令和4年11月2日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年12月14日（第2部会）	審議
令和5年1月18日（第2部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和5年2月13日（第2部会）	審議
令和5年3月13日（第2部会）	審議
令和5年4月12日（第2部会）	審議
令和5年5月10日（第2部会）	審議
令和5年6月14日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子